

原三溪市民研究会会則

(平成22年2月13日)

改正 平成26年3月8日

改正 平成28年3月12日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は原三溪市民研究会 (Society of Hara Sankei Studies) とする。

(目的)

第2条 本会は藤本實也著『原三溪翁伝』の解説を通じた原三溪に関わる調査研究及びさまざまな媒体による発表を通して原三溪の業績の普及に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、「三溪を学ぶ、三溪に学ぶ」を基本姿勢として、次の事業を行う。

1. 藤本實也著『原三溪翁伝』の解説と発表及び記録。
2. 原三溪に関わる調査研究及び発表。
3. 原三溪に関わる見学会やゲストを招いた研究会。
4. 会報の発行及びHPや小冊子を通じた普及。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は次の会員によって構成する。

団体会員

個人会員

2) 会員は所定の会費を納入しなければならない。会員は会費の納入をもって入会とみなし、退会するときは書面により届け出なければならない。

第3章 役員及び運営委員会

(役員)

第5条 本会は、次の役員をおき総会での会員の互選によって定める。

1. 会長 1名 本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長 2名 会長を補佐する。
3. 運営委員 若干名 事務及び事業の企画運営を担当する。
4. 会計 2名 運営委員の中から選出され、本会の会計を掌握する。
5. 監事 2名 会計及び役員職務を監査し、総会で報告する。
6. 顧問 本会に顧問を置くことができる。

7. 事務局 本会に事務局を置き会務を担当する。

(任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は本会の事業の目的を達成するために会長、副会長及び運営委員で構成する。

第4章 総会

(総会)

第8条 本会の目的と事業は総会において承認される。

(総会の開催)

第9条 通常総会は年1回開催し、会長が召集する。ただし運営委員が必要と認めたとき臨時総会を開催し、本会の円滑な運営を図るものとする。総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第5章 会計

(経費)

第10条 本会の経費は会費、寄付金等をもってこれに充てる。

(会費)

第11条 団体会員の会費は年額一口20,000円以上とし、個人会員の会費は年額5,000円とする。

2) 会費を2年以上滞納した場合は、自動的に退会とみなされる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

第6章 会則の変更

(変更規定)

第13条 会則の変更は総会において会員の3分の2以上の承認を受けることとする。

第7章 補則

(補則規定)

第14条 この会則を施行するために必要な諸規定は運営委員会で別に定める。

附則 (平成22年2月13日)

この会則は、平成22年2月13日から施行する。

附則（平成26年3月8日）

この会則は、平成26年3月8日から施行する。

附則（平成28年3月12日）

この会則は、平成28年3月12日から施行する。